

## 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部改正について

平成23年10月26日  
経 済 産 業 省  
製造産業局化学物質管理課  
オゾン層保護等推進室  
環 境 省  
地球環境局地球温暖化対策課  
フロン等対策推進室

### 1. 改正の趣旨

「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(昭和63年法律第53号。)では、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」及びその締約国会合で決定された内容の適確な実施を確保するため、オゾン層破壊の原因となる物質(以下「特定物質」という。)について、製造、輸出入及び使用等に関する規制措置を定めている。

ただし、代替品が存在しない用途に使用される特定物質(以下「指定特定物質」という。)については、締約国会合における決定に基づき、一部暫定的に規制の対象外とされている。

今般、平成21年9月の締約国会合において、当該対象外とされる指定特定物質の暫定措置について、平成26年12月31日まで期限を延長することとされた。これに合わせ、国内担保法も整備する必要があることから、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」の一部を改正するものである。

### 2. 改正の具体的な内容

施行令原始附則第3項を改正し、指定特定物質について、試験研究及び分析に用いる場合に限り生産抑制の対象外とする暫定措置の期限を、現在の平成23年12月31日から、平成26年12月31日まで延長する。

### 3. スケジュール

公布：平成23年12月上旬

施行：公布の日